

28豊総総第24-1号
平成28年 8月16日

豊前市監査委員 初山 吉治 様
豊前市監査委員 岡本 清靖 様

豊前市長 後藤 元秀
(総務課)

定期監査等の結果について(回答)

平成28年6月に実施されました定期監査等においてご指摘いただきました事項について、下記のとおり回答いたします。

記

1. 補助金の交付について

(1) 実績報告書について

補助金額の確定、事業内容及び事業効果に関する審査は交付対象団体から実績報告書が提出されることにより行われるものである。

しかし、この実績報告書の支出経費に補助金の使途内訳が不明瞭なものが見受けられた。また、補助金以外の収入がある交付対象団体の場合は、各費目別の内訳において、補助金充当分の金額が記載されることにより、補助金の使途を明確にすることができると思われる。

よって、補助金使途の内容が明らかな実績報告書等の提出を求められたい。

【措置内容】

交付対象団体に対して、補助金の支出経費が明確になるよう実績報告の作成を依頼します。

(2) 繰越金について

交付対象団体の収支決算書において、当該年度に余剰金が発生し、繰越金が数年度に渡り累積され、補助金を超えるものが見受けられた。

また、補助金以外に会費収入、事業収入等により経理されている場合は、原則として補助金が充当される対象経費に他の収入が優先的に充当可能かどうか充分検討する必要があるものと思われる。

なお、補助金が補助目的に従って使用されているか、交付条件が遵守されているか、及び交付内容に応じた補助効果が確保されているかなど、実績報告等を精査し、繰越金額が補助金額と同等か、それ以上の場合については、廃止・減額を含め補助金額の節減を検討されたい。

【措置内容】

交付対象団体から提出される収支決算書の確認で、補助金以上の余剰金を確認された場合は、余剰金が発生した理由を確認します。なお、正当な理由のない余剰金を確認された場合は、翌年度以降、補助金の減額・廃止の検討を行います。

ただし、事業に対しての補助金の場合は、対象事業の収支決算書の提出を依頼します。

2. 契約事務について

(1) 随意契約について

地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札が原則であり、随意契約は政令で定める場合に該当する場合にのみ実施できるものである。

このため市では、平成19年6月1日付で、豊前市随意契約ガイドラインを制定し、随意契約に係る運用について周知を図っているところである。

今回の監査では、決裁書類に随意契約の理由が未記載となっているもの、適用条項の記載はあるが適切でないもの、また、見積り結果表において、予定価格に消費税を含めていないものなどが見受けられた。

随意契約は、契約の例外的取扱であるため、その実施については慎重を期す必要がある。

そのため、随意契約を行う場合は、更新時も含め、複数の業者から適切な見積りを徴するとともに、施行令167条の2第1項各号の法的根拠、随意契約を行う客観的理由を起案文章等に明確に記載されるよう努められたい。

【措置内容】

随意契約については、「豊前市随意契約ガイドライン」に従い、起案時には同ガイドラインの該当箇所を記載し、適切な運用に努めます。

(2) 長期継続契約について

長期継続契約とは、法第 234 条の 3 の規定に基づき条例で定めたものについて、債務負担行為を設定しなくても複数年契約を締結することができるものである。

今回の監査において、翌年度以降における解除条項が規定されていないものが見受けられた。長期継続契約は、予算の単年度主義の特例であることから、決裁書類及び契約書の記載に不備のないよう十分注意されたい。

また、長期継続契約は契約の性質上翌年度以降にわたり契約しなければ事務の取扱いに支障を及ぼす役務等の提供が対象となるものであり、同一業者と長期にわたって契約を継続することから、不利な条件の契約とならないよう、採用に際しては、必要性を十分に見極めると共に、定期的に契約を見直す必要もあると思われる。

【措置内容】

長期継続契約を結ぶ場合は、その必要性、財政効果を十分検討した上で行います。また、契約書については必ず、翌年度以降の解除条項を盛り込みます。

(3) 契約保証金免除について

契約書の契約保証金を免除する場合の根拠規定及び根拠書類のないものが見受けられた。契約保証金を免除する場合には、財務規則第 116 条各号いずれかの要件を満たすものであることを書面等で確認し、その該当条項を契約書において明確にしておく必要がある。また、契約保証金を免除する場合は、財務規則第 118 条に規定されている損害を補償させる措置である違約金条項をおく必要があると思われる。適正な事務処理となるよう必要な措置を講じられたい。

【措置内容】

契約保証金の免除については、財務規則第 116 条の適用条文を起案文書に記載し、適切な運用に努めます。

3. 財産管理について

(1) 備品台帳の未整備について

前回、前々回の定期監査において指摘され改善されてきているが、個々の内容に不十分な面が散見された。更なる調査の上、整備を行い、備品を購入する際は必ず台帳を整備し、備品の管理が軽視されることがないように、より一層効率的な財産の管理に努められたい。

【措置内容】

今後、備品を購入する場合は備品台帳を作成します。また、購入年度が特定でき

るものから順次、台帳作成を行います。

(2) 防災備品について

防災備品については、備蓄品にあった適切な保管管理と、住民に対する使用方法等の周知が重要である。今後も防災訓練にあわせた備蓄品の使用講習・訓練により、多くの方が備蓄品を活用するなど、防災意識の啓発や高揚に繋がるよう創意工夫をされたい。またコミュニティー事業で設置された防災倉庫の活用については、配布される備蓄品等について速やかに台帳を整備し、備蓄物資を迅速に搬出できるよう常時整理整頓に心掛け、災害目的を第一に適正な管理に努められたい。

【措置内容】

今後行われる防災訓練に合わせて、防災備品の紹介や使用講習を行い、市民への周知を行います。

また、コミュニティー事業で設置した防災倉庫の備品台帳を作成し、防災備品の適正管理に努めます。